

サンライズキッズ高槻園

【自然災害時等における園の対応について(臨時休園等の判断基準について)】

① 目的

台風・豪雨・地震等による人的・物的被害が発生し、または発生のおそれがある場合で、安全に保育が実施できないと判断されるなど、園児、保護者および職員の生命または身体を守るため、保育施設の臨時休園措置等の判断及び対応の基準を定める。

また、自治体からの臨時休園等の要請があった際は自治体のフローに沿い対応を行う。

② サンライズキッズによる臨時休園の判断基準

(1) 台風・豪雨などの風水害時

警戒レベル等	判断時点	対応
●施設のある市町村から 警戒レベル3以上の避難が発令	登園前 (午前6時の時点)	可能な限り登園を 自粛いただく <u>(休園にはしない)</u>
	登園後 (保育中)	可能な限りお迎え に来ていただく <u>(休園にはしない)</u>
●施設のある市町村から 警戒レベル4以上の避難が発令 ●気象庁から 「特別警報」等の防災気象情報が発表	登園前 (午前6時の時点)	臨時休園
	登園後 (保育中)	園児の引き渡し終了後、臨時休園

※「避難情報」「防災気象情報」は、下の表を参照

※次の場合においても臨時休園を実施することがあります。

1、災害の発生以前において、台風の接近等が見込まれ気象庁等から「特別警報」の防災気象情報の発表が予想される場合など。

2、台風等の通過後において、臨時休園の基準に該当しない(すでに避難情報等が解除された)場合などで、その被害による施設の停電や断水などにより、安全な保育の実施が困難なとき。

3、午前6時から開所時間までの間に上の表の「警戒レベル等」に該当する情報が発令・発表されたとき。

参照

≪避難情報(警戒レベル)と防災気象情報(警戒レベル相当情報)の関係≫

警戒レベル	避難情報等 (市が発令)		警戒レベル 相当情報	防災気象情報 (国・県・気象庁が発表)
警戒レベル 5	緊急安全確保		警戒レベル 5 相当情報	大雨特別警報 氾濫発生情報
警戒レベル 4	避難指示		警戒レベル 4 相当情報	土砂災害警報情報 氾濫危険情報
警戒レベル 3	高齢者等避難		警戒レベル 3 相当情報	大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報

(2) 地震発生時

地震の強さ	判断時点	対応
施設のある市町村で震度 5 弱以上	開園前 (午前 6 時まで)	臨時休園 ※ただし、施設の安全や職員の配置等を勘案し、開園できると判断したときは開園することができる。
	開園後 (保育中)	園児の引き渡し終了後、臨時休園

※次の場合においても臨時休園を実施することができる

- 1, 自治体より臨時休園等の要請があった場合
- 2, 地震の被害による施設の停電や断水などにより、安全な保育の実績が困難なとき。
- 3, 午前 6 時から開園までの時間の間に上の表の「地震の強さ」に該当する地震が発生したとき。

③ 保育の再開基準

臨時休園の後、避難情報等が解除された場合などは、次の事項を確認し、臨時休園した日以降、安全に配慮したうえで保育を再開します。

- 施設及び周辺の安全確保
- ライフラインの状況(電気・水道・ガス・道路状況等)
- 職員の勤務体制の確保
- その他

